「奈良の木」を使用したイベント用バックパネル購入仕様書

１　件名

「奈良の木」を使用したイベント用バックパネル購入

２　目的

香芝市（以下「市」という。）が実施する記者会見、式典、観光、シティプロモーション、展示会その他の催事等において、市及び奈良県産材の魅力を効果的に発信するため、奈良県産材を活用した移動式イベント用バックパネルを製作する。

製作物は、市らしい意匠、奈良の木の質感及び伝統的な木組みを想起させる意匠、繰り返し使用できる耐久性、掲示内容を容易に変更できる汎用性、安全な移動及び設置性能並びに維持管理のしやすさを兼ね備えるものとする。

３　製作数量

１式（バックパネル本体（以下「パネル本体」という。）、着脱式木製パネル（以下「木製パネル」という。）、着脱式横断幕用パネルその他本仕様書に定める付属品を含む。）

４　製作及び納入

製作及び納入は、次の⑴から⑶のとおりとする。なお、本仕様書に基づく製作及び納入に必要となる費用は、全て契約金額に含めること。

⑴　デザイン及び図面作成

後記「６　バックパネル仕様」を満たす図面を作成すること。受注者は、本製作に着手する前に、製作図を市に提出し、構造、寸法、主要材料、仕上げ、折り畳み構造、脚部及びキャスターその他主要な仕様について市の承認を得ること。

⑵　製作業務

前記「⑴　デザイン及び図面作成」で作成した図面及び後記「６　バックパネル仕様」に基づき製作すること。

⑶　その他

図面等の作成に当たっては、必要に応じ、市と意見交換を実施すること。

５　成果品

⑴　納入期限　令和９年３月１９日（金）

⑵　納入場所　香芝市役所３階　第２応接室前

⑶　成果品　本件における成果品は、製作物のほか、次のとおりとする。

ア　図面（製作に使用した素材が分かるようにすること。）

イ　奈良県産材の産地、樹種、数量及び仕入先を確認できる書類

ウ　取扱説明書（展開、折り畳み、移動、木製パネル及び着脱式パネルの着脱方法並びに使用上の注意事項を記載したもの）

⑷　提出部数　前号アからウまでに掲げるものについては、印刷物を各１部納品すること。電子データが作成可能なものについては、電子データも納品すること。

６　バックパネル仕様

⑴　基本構成

ア　パネル本体表面には格子状の木組みによる９列×６段の５４枠を設け、最下段を除く４５枠はマグネットによりＡ３サイズの木製パネルや印刷物が掲示可能な仕様とする。また、パネル本体は垂直方向に３ユニットで構成し、運搬や保管時には、左右ユニットを中央ユニットの背面側へ折り畳むことが可能な三つ折り構造とする。

イ　パネル本体に掲示する木製パネルを２７枚作成し、うち１２枚程度にレーザーによる図柄の彫刻を行う。

ウ　パネル本体上部に、横断幕等を貼り付けるための着脱式パネルを３枚設ける。

⑵　寸法及び参考図

ア　寸法は、別表及び別紙１「バックパネル寸法図」のとおりとする。

イ　別紙２「参考図」は、完成時の意匠及び使用方法のイメージを示すものであり、図中の人物、机、横断幕、印刷物その他本仕様書に製作物として定めのないものは、本件の製作対象に含まない。

⑶　パネル本体表面の木組み及び貫工法の意匠

ア　パネル本体は、表面を磁石対応の白色面とし、その前面を格子状の木組みで仕切ることにより、９列×６段の５４枠を形成する。

イ　木組みについては、約２０ｍｍの見付幅を基本とし、パネル展開時の両端及び３ユニットの境界部分に位置する縦柱、最上段及び最下段の横桟は、見付幅を約４０ｍｍの太柱及び太横桟とする。

ウ　太柱と太横桟の接合部には、実際に太柱へ貫穴又は切り欠きを設け、太横桟（貫材）を差し込み、楔を打ち込む加工を行い、完成時に伝統的な木造建築技法である貫接合を用いているように見える意匠とすること。なお、柱の外側に突出する貫先意匠は、左右ユニット外側端部に位置する太柱にのみ設け、中央ユニット及びユニット境界部には設けないものとする。

エ　貫及び楔は、貫材が柱を完全に貫通すること又は構造上の主要接合として荷重を負担することまでは求めない。必要な強度及び安全性は、木組み、補助金物、ボルトその他適切な方法により確保して差し支えない。ただし、パネル本体展開時に正面又は斜め方向から、実際に設けた貫穴又は切り欠き、貫材及び楔の構成が確認できること。

オ　貫及び楔の配置及び構造は、３ユニット構成及び折り畳み機能を妨げないものとすること。ユニット境界部に貫接合の意匠を設ける場合は、各ユニット内で完結する構成、着脱可能な意匠部材その他の方法により、折り畳み及び展開に支障がないようにすること。

カ　楔、貫その他の突出部分は、通常使用時に容易に脱落せず、利用者の衣服等を引っ掛けない形状及び位置とし、角部の面取りその他必要な安全対策を講じること。

⑷　パネル本体表面の磁石対応白色面の仕様

磁石対応白色面は、アルプス株式会社「アイアンアレコ」を参考品とし、これと同等以上の性能を有する製品を使用すること。なお、特定の製品又は商標に限定するものではない。同等品を使用する場合は、磁石保持性能、表面耐久性、外観その他本仕様書に定める性能を満たすことを確認できる資料を提出し、市の承認を得ること。

ア　パネル本体の各ユニットの表面は、白色の磁石対応面とすること。

イ　パネル本体の磁石対応白色面は、一般的なマグネットシート及び木製パネル裏面のマグネットシートを繰り返し着脱できる構造とすること。

⑸　木材及び木部の仕様

ア　木で構成する主要部材及び木製パネルの表面材には、奈良県内の森林から産出された木材又はこれを製材加工した木製品を使用し、原則としてスギ及びヒノキを用いること。産地、樹種、数量及び仕入先を確認できる書類を提出すること。

イ　奈良県地域認証材の利用に配慮すること。

ウ　木製パネル２７枚は、木の樹種及び木目の違いを表現できる構成とする。樹種はスギ及びヒノキを概ね半数ずつとする。

エ　木製パネル２７枚の正面に現れる木目は、柾目及び板目を概ね半数ずつとする。

オ　木製パネルは、無垢板のほか、反りや割れの抑制等を目的として、合板等の芯材の表裏を奈良県産のスギ又はヒノキの突板で挟んだ構成としても差し支えない。

カ　正面から見える木部は、無節又はこれと同等の美観を有し、死節、抜け節、割れ、著しい反り、腐朽、虫害、ヤニの著しい染み出し等がないこと。

キ　木材は使用環境に応じて十分に乾燥及び養生し、完成後に著しい反り、割れ又は収縮が生じないものとする。

ク　木部は研磨し、手が触れる角部及び曲線加工部は面取り又は丸面加工を行い、ささくれ及び鋭利な角を残さないこと。

⑹　木製パネル及びレーザー彫刻の仕様

ア　木製パネルは２７枚とし、パネル寸法はＡ３サイズ（幅４２０ｍｍ×高さ２９７ｍｍ）とする。

イ　木製パネルの裏面四隅にマグネットシートを貼り付け、パネル本体の最下段を除く４５枠のいずれの位置にも工具を用いずに取り外し、及び再配置ができる構造とすること。マグネットシートは、白色面を損傷せず、通常使用時に木製パネルのずれ又は脱落が発生しない厚さ、寸法及び磁力を有するものとする。また、木材の伸縮及び製作誤差を考慮し、４５枠のいずれにおいても木製パネルを円滑に着脱できること。

ウ　木製パネルは、取り外す際に指を掛けられるくぼみ、切り欠きその他の手掛かりを設けるなど、容易に取り外すことができる構造とすること。ただし、手掛かりは正面から過度に目立たず、木目及び全体意匠の見栄えを損なわない形状及び位置とすること。

エ　木製パネル２７枚のうち１２枚程度にレーザー彫刻を行う。レーザー彫刻を行わないパネルは、木目をいかした無地とする。

オ　レーザー彫刻は板を貫通させず、文字又は図柄を彫り込む方法を基本とする。彫刻に当たっては、彫刻部分の周囲にヤニ、焦げ、すす等が広がらないよう、適切な対策を講じること。

カ　彫刻図柄のデザインは別紙２「参考図」を基に市と協議の上決定する。デザインデータは、市からＰＮＧ等の画像データ又はＡｄｏｂｅ　Ｉｌｌｕｓｔｒａｔｏｒ形式（．ａｉ）等で支給する。受注者は、支給データをレーザー加工に適した形式へ調整する必要がある場合、デザインの内容を変更しない範囲で加工用データを作成し、市の承認を得ること。

キ　本加工前に、市が支給したデザインデータを用いて実材による原寸又は主要部原寸の試作を行い、線幅、濃淡、ヤニや焦げの広がり、仕上がり及び視認性について市の承認を得ること。

⑺　パネル本体の折り畳み構造の仕様

ア　パネル本体は垂直方向に３ユニットで構成した、背面折り畳み式の三つ折り構造とする。

イ　１ユニットの幅は１，３９０ｍｍ以下（突起を含む。）とする。

ウ　表面の意匠性を損なわないよう丁番（ヒンジ）等はすべて裏面に配置し、展開時には３ユニットの木口が隙間なく突き合わさり、正面から接合部が目立たないシームレスな１枚の表面を形成すること。

エ　裏側への折り畳み時には、左右のユニットが中央ユニットの裏面に相互に干渉することなく重なり合う構造とすること。このため、各ユニットの厚みを考慮してヒンジの回転軸位置を適切に設定するとともに、必要に応じて部材間のクリアランスの確保、逃げ加工その他適切な措置を講じること。繰り返し開閉を行っても結合部にガタつきやズレが生じない堅牢な構造とすること。

オ　本体裏面には、移動や折り畳み、木製パネルの着脱その他通常の使用により本体がねじれ、変形又はガタつきを生じないよう、木製フレーム、筋かい、補強桟その他適切な方法により補強を行うこと。補強部材は移

動や折り畳み、保管及び正面意匠に支障がなく、背面から見た場合にも安全上有害な突出を生じない構造とすること。

カ　パネル本体の展開時には、通常の使用においてヒンジ部が意図せず折れ曲がり又は各ユニットの位置がずれることのない構造とすること。

⑻　脚部及びキャスターの仕様

ア　脚部は、パネル本体の全高１，９９０ｍｍ±５ｍｍの条件を満たした上で、通常使用時に横転又は前後転倒のおそれがない幅、奥行及び剛性を確保すること。

イ　鋼製部材を用いる場合は、必要な防錆処理を施し、正面から著しく目立たない仕上げとすること。

ウ　中央ユニットに直径７５ｍｍ程度を目安とする、床を汚しにくいキャスターを４個以上設け、車輪及び旋回の双方を固定できるものとする。

エ　左右ユニットは外側端に、アジャスターボルト等高さが調節できる脚部を設けること。またパネル本体を折り畳む際には、各ユニットの脚部が相互に干渉せず、折り畳み状態で移動する際に脚部が床面に接触して移動を妨げない構造とすること。

オ　キャスターを固定した状態で、ガタつき、異音又は意図しない移動がないこと。

⑼　着脱式横断幕用パネルの仕様

ア　バックパネル本体上部に、横断幕等を貼り付けるための着脱式パネルを３枚設けること。またパネル本体と着脱式パネルはボルト等で固定し、安全性を確保できること。

イ　各パネルの幅は対応する各ユニットの幅と同一とし、高さ３００ｍｍ程度とする。

ウ　着脱式パネルの正面は白色かつ平滑な仕上げとし、粘着テープによる横断幕等の貼り付け及び取り外しを繰り返しても、通常の使用の範囲で著しい表面の剥離又は損傷が生じないものとする。

エ　粘着テープによる横断幕等の貼り付けを想定しており、マグネットシートの貼り付け性能は必ずしも求めない。

オ　取り付けた状態で、通常の横断幕等の貼り付け及び撮影時の使用に支障がない剛性を確保し、著しいたわみ、ガタつき又は傾きが生じないこと。

カ　パネル本体全高１，９９０ｍｍ±５ｍｍの寸法は、着脱式パネルを取り外した状態で測定する。

７　安全性

⑴　完成品は、屋内の平坦かつ水平な床面で使用することを前提とする。屋外、強風下、傾斜床又は段差上での使用は原則として想定しない。

⑵　貫、楔、着脱式パネル、連結部及び脚部を含む完成品について、受注者は展開時、折り畳み時及び移動時における安全性を確認すること。

⑶　安全性の確認に当たっては、転倒、滑動、連結部の外れ、意図しない折り畳み、貫及び楔の脱落、変形、パネルの脱落並びに使用上支障があるガタつきがないことを確認すること。

８　知的財産権

⑴　本件により新たに作成されたデザイン、図面その他の成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）のうち受注者に帰属するものは、成果物の納入時に市に譲渡するものとする。なお、当該譲渡に係る対価は、契約金額に含むものとする。

⑵　受注者は、成果物について著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物について受注者以外の者が著作者人格権を有する場合は、市による成果物の利用に支障が生じないよう、当該著作者から著作者人格権を行使しない旨の同意を得るなど、必要な措置を講じること。

⑶　成果物に受注者又は第三者が従前から権利を有する著作物その他の知的財産を使用する場合は、受注者はあらかじめ市にその旨を明示するとともに、市が成果物を本件の目的及び将来の維持管理、改修、再製作並びに広報等に利用するために必要な権利を確保すること。

⑷　レーザー彫刻用デザインその他市が支給するデータは、本件の目的にのみ使用し、市の指定する使用条件を遵守すること。また、本件の履行に必要な場合を除き、第三者への提供又は本件以外への使用をしてはならない。

９　協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、市と受注者が協議して定める。設計変更が必要な場合は、変更内容、理由、費用及び納入期限への影響を明示し、市の承認を得ること。

別表　参考寸法

項目	寸法	備考
パネル本体全体幅（貫先意匠除く）	約 4,078mm	
パネル本体幅（左右ユニット）	約 1,346mm	
パネル本体幅（中央ユニット）	約 1,386mm	
パネル本体全高 （脚部及びキャスター含む）	1,990mm	許容差±5 mm
パネル面高	約 1,800mm	
脚部及びキャスター高	約 190mm	
格子見付幅	約 20mm	
太柱及び太横桟見付幅	約 40mm	
パネル本体格子	9 列×6 段（54 枠）	1 ユニットあたり 3 列×6 段
1 枠の内寸	W422mm×H299mm	最下段を除く。
パネル本体最下段格子内寸	W422mm×H165mm	
着脱式パネル（左右ユニット）	W 約 1,346mm × H 約 300mm	
着脱式パネル（中央ユニット）	W 約 1,386mm × H 約 300mm	
着脱式パネル取付時全高	H 約 2,290mm	
太横桟貫先意匠	W 約 40mm	
木製パネル	W420mm×H297mm	A3 横サイズ 27 枚

備考　格子、太柱、太横桟その他の部材について「約」又は「目安」として示す寸法は、参考値とする。これらの参考寸法をそのまま採用することにより、本仕様書に定める寸法条件を満たさない場合は、受注者は、全体の意匠を損なわない範囲で参考寸法を調整し、製作図に反映の上、市の承認を得ること。なお、「以下」又は「±」により条件を定めた寸法については、当該条件を優先する。